

平成 21 年 3 月 12 日
都市計画部長決裁

那覇市建築計画概要書等の閲覧に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 93 条の 2 の規定に基づく建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)第 11 条の 4 第 3 項の規定による同条第 1 項の書類(以下「書類」という。)の閲覧について、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第 2 条 書類の閲覧の場所(以下「閲覧場所」という。)は、那覇市都市計画部建築指導課とする。

(閲覧の時間等)

第 3 条 書類を一般の閲覧に供する時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、午後 0 時から午後 1 時までを除く。

2 書類を一般の閲覧に供しない日(以下「休日」という。)は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(4) 6 月 23 日(慰霊の日)

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、閲覧に供する時間を変更し、又は臨時に休日とすることができる。

4 前項の規定により、閲覧に供する時間を変更し、又は臨時に休日とする場合は、あらかじめその旨を閲覧場所に掲示するものとする。

(閲覧の手続)

第 4 条 書類を閲覧しようとする者は、建築計画概要書等閲覧者名簿(第 1 号様式)に所定の事項を記入し、閲覧しようとする書類に係る建築物又は工作物を特定して閲覧の請求をしなければならない。

(遵守事項)

第 5 条 書類の閲覧にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 係員の指示に従って所定の場所で閲覧すること。

(2) 当該書類を外部に持ち出し、又は汚損、棄損若しくは加筆の行為をしないこと。

(3) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

(4) 複写・撮影機能を有する電子機器等を使用しないこと。

(閲覧の禁止等)

第 6 条 市長は、この規程に違反する者又は係員の指示に従わない者に対し、書類の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

建築計画概要書等閲覧者名簿

閱 覧 年 月 日	年 月 日	
閱 覧 者	住 所	
	氏 名	
閱 覧 書 類		
閱 覧 理 由		
閱 覧 年 月 日	年 月 日	
閱 覧 者	住 所	
	氏 名	
閱 覧 書 類		
閱 覧 理 由		
閱 覧 年 月 日	年 月 日	
閱 覧 者	住 所	
	氏 名	
閱 覧 書 類		
閱 覧 理 由		
閱 覧 年 月 日	年 月 日	
閱 覧 者	住 所	
	氏 名	
閱 覧 書 類		
閱 覧 理 由		